（規約：主義・主張団体用）

規約

（名称・所在地）

第１条　本会は、　　と称し、主たる事務所を群馬県内に置く。

（目的）

第２条　本会は、

の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

（会員）

第３条　本会は前条の目的に賛同する者を会員とする。

（事業）

第４条　本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

　(1) 研究会、講演会等の開催

　(2) 機関誌、その他印刷物の発行

　(3) 関係方面への宣伝活動

　(4) その他目的達成に必要な事業

（経費）

第５条　本会の経費は、会費、寄附、その他の収入をもって充てる。

（組織）

第６条　本会に、会長、副会長、会計、幹事等の役員を置く。

（役員の選出等）

第７条　本会の役員の選出、規約の変更等は、総会でこれを行う。

（会計年度）

第８条　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わるものとする。

附　則

本規約は、年月日から施行する。

**記載例**

（規約：主義・主張団体用）

**政治資金を適正化する会**規約

（名称・所在地）

第１条　本会は、　**政治資金を適正化する会**　と称し、主たる事務所を群馬県内に置く。

（目的）

第２条　本会は、　**政治資金の適正化**　の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

**政治目的を具体的に記載**

（会員）

第３条　本会は前条の目的に賛同する者を会員とする。

（事業）

第４条　本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

　(1) 研究会、講演会等の開催

　(2) 機関誌、その他印刷物の発行

　(3) 関係方面への宣伝活動

　(4) その他目的達成に必要な事業

（経費）

第５条　本会の経費は、会費、寄附、その他の収入をもって充てる。

（組織）

第６条　本会に、会長、副会長、会計、幹事等の役員を置く。

（役員の選出等）

第７条　本会の役員の選出、規約の変更等は、総会でこれを行う。

（会計年度）（１月１日～１２月３１日とすると、収支報告書の期間と一致します。）

第８条　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わるものとする。

附　則

本規約は、**令和●●**年**７**月**１**日から施行する。

**設立届の組織年月日と一致**

**これは規約の一例です。様式は自由ですが、以下の事項は必ず定めてください。**

**①名称及び所在地　　②目的（後援団体の場合、被後援者の氏名（本名）を明記）**

**③活動内容（事業）　④会員及び役員に関する規定**

**⑤会計年度　　　　　⑥規約の施行年月日に関する事項（附則）**